

地区防災計画（案）について

1 要 旨

今年度より、区内全19地区の地区防災会議（自主防災組織の合議体）を対象に、地区防災計画の策定支援に取り組んでおり、令和8年度までに全地区での計画策定を予定している。

このたび、以下の地区において防災計画（案）を作成したので、災害対策基本法（第42条3項、第42条の2）に基づき、東京都北区地域防災計画への規定について、提案する。

2 令和6年度計画作成について

- （1）地区：十条台、十条、滝野川東、西ヶ原東、堀船 計5地区
- （2）地区防災計画（案） ※別紙のとおり
- （3）ワークショップの実績 ※次頁のとおり

3 地区防災計画の取扱いについて

- ・計画冊子については、北区公式ホームページにて公開するとともに、策定地区の地域振興室及び策定参加団体等に配付。
- ・策定した地区内の全世帯に計画の概要版を送付。

4 今後の予定

- 令和7年度 計画策定：7地区
- 令和8年度 計画策定：7地区 ※区内19地区での策定完了

◆ワークショップの実績

地 区 名	参 加 人 数	参 加 団 体
十条台地区	① 30人 ② 30人 ③ 32人 計 92人	地区防災会議、消防団、赤十字奉仕団、高齢者あんしんセンター、陸上自衛隊、地域振興室
十条地区	① 33人 ② 32人 ③ 29人 計 94人	地区防災会議、消防団、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、高齢者あんしんセンター、青少年地区委員会、商店街振興組合、王子消防署、地域振興室
滝野川東地区	① 46人 ② 54人 ③ 52人 計 152人	地区防災会議、消防団、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、高齢者あんしんセンター、青少年地区委員会、地域振興室
西ヶ原東地区	① 38人 ② 40人 ③ 31人 計 109人	地区防災会議、消防団、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、高齢者あんしんセンター、小中学校、医療機関、障害者団体、滝野川消防署、地域振興室
堀船地区	① 30人 ② 27人 ③ 34人 計 91人	地区防災会議、消防団、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、高齢者あんしんセンター、医療機関、青少年地区委員会、地域振興室
5地区合計	① 177人 ② 183人 ③ 178人 計 538人	

審議事項 2

地区防災計画（案）について

令和 6 年度の作成地区

十条台地区、十条地区、滝野川東地区、
西ヶ原東地区、堀船地区 計 5 地区

1 要旨

今年度より、区内全 19 地区の地区防災会議（自主防災組織の合議体）を対象に、地区防災計画の策定支援に取り組んでおり、令和 6 年度は 5 地区において計画を作成した。

2 計画作成の手法

- ・各地区防災会議を中心に、ワークショップにて検討を実施

3 今後の予定

- ・令和 7 年度：7 地区、8 年度：7 地区で作成予定
- ・策定地区においては、計画内の活動予定表に基づき、防災訓練等の活動及び計画見直しの検討会議を実施

※地区防災計画とは

地区防災計画は、災害対策基本法（第42条3項、第42条2）において、一定の地区内の居住者等が共同して行う自発的な防災活動に関する計画と規定されており、地域が主体となって策定するボトムアップ型の防災計画である。



計画提案のイメージ（内閣府（2014）「地区防災計画ガイドライン」より）

審議事項 2

地区防災計画（案）について

【参考】堀船地区防災計画より抜粋

計画の目的

発災時には、多くの災害対応により、防災関係機関が十分に対応できない恐れがあるため、地域コミュニティによる活動が重要な役割を果たす。
この地域コミュニティによる「共助」を確実に実行するために本計画を作成する。

計画の構成

- 1. 基本的な考え方
- 2. 地区の特性
- 3. 地震発生時における避難方法
- 4. 地震発生時における地域の活動
- 5. 地震発生時のタイムライン
- 6. 防災環境図
- 7. 平常時における地域の活動
- 8. 地区本部・避難所活動体制表

表紙

堀船地区防災計画（案）

令和 7 年 3 月
堀船地区防災会議

参加団体等

【計画策定団体】

堀船町会自治会連合会	
堀船一丁目町会	堀船三丁目団地自治会
堀船二丁目町会	堀船3丁目第2団地自治会
堀船三丁目町会	堀船4丁目団地自治会
堀船4丁目町会	公社堀船住宅自治会
堀船二丁目団地自治会	公社堀船第二住宅自治会
地域団体等	
王子消防団第一分団	民生委員・児童委員
青少年堀船地区委員会	梶原診療所
赤十字奉仕団堀船地区分団	昭和町・堀船高齢者あんしんセンター

【協力団体】

株式会社読売プリントメディア
東京はくと医療生活協同組合（王子生協病院）

【事務局】

北区危機管理室地域防災担当課
北区地域振興部地域振興課堀船地域振興室
NPO法人環境防災総合政策研究機構

【策定・更新履歴】

年月	内容
令和 7 年 3 月	堀船地区防災計画策定

審議事項 2

地区防災計画（案）について

【参考】堀船地区防災計画より抜粋

地区の特性

- ・人口構成
- ・地理的特性
（標高や木造住宅密集地域の指定状況）
- ・地震発生の履歴
- ・首都直下地震等による被害想定
- ・液状化危険度
- ・地域危険度

地区の特性（人口構成）

2. 堀船地区の特性

(1) 人口構成

令和 2 年国勢調査によると、堀船 2～4 丁目では、高齢者の人口割合が 35%を超えており、後期高齢者の割合についても 20%を超えています。地区全体としても、北区全域と比較して、高齢者、後期高齢者の割合が多いといった特性があります。

また、令和 2 年国勢調査による東京都の昼間人口によると、昼夜間人口比率（夜間人口 100 人当たりの昼間人口の比率）は、堀船 2 丁目を除いて 100 を下回っており、地区全体としては、昼間人口より夜間人口の方が多い状況です。

町丁目名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年少 人口割合	生産年齢 人口割合	高齢者 人口割合	後期高齢者 人口割合	昼間人口 (人)	昼夜間 人口比率
堀船 1 丁目	1,713	3,164	10.5%	66.0%	23.5%	12.7%	2,991	94.5
堀船 2 丁目	1,650	3,139	8.6%	54.5%	36.8%	21.9%	3,502	111.6
堀船 3 丁目	1,832	3,566	9.9%	54.6%	35.4%	20.0%	2,669	74.8
堀船 4 丁目	462	859	8.2%	53.6%	38.1%	22.9%	730	85.0
堀船地区計	5,657	10,728	9.6%	57.9%	32.5%	18.6%	9,892	92.2
北区計	189,700	355,213	10.3%	65.0%	24.7%	13.3%	332,018	93.5

※出典：令和 2 年国勢調査（総務省）・令和 2 年国勢調査による東京都の昼間人口（東京都）
※人口割合は年齢「不詳」の者を除いて算出している。また、小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで表示している。

地区の特性（被害想定）

(4) 想定災害

東京都は「首都直下地震等による東京の被害想定（令和 4 年 5 月 25 日公表）」において、地震発生時の震度分布や被害の想定を公表しています。当該報告では、都心南部直下地震が生じた際、堀船 2 丁目の一部で震度 7 が想定されているほか、広い範囲で震度 6 強程度の揺れが想定されています。



北区全域で想定される被害 都心南部直下地震（M7.3）	
北区全域の被害想定は冬の夕方、風速 8m/秒を想定した場合、下表のとおりです	
建物全壊	3,222 棟
建物焼失 （倒壊建物を含まない）	541 棟
死者	149 人
負傷者	2,437 人
避難者	86,748 人

審議事項 2

地区防災計画（案）について

地震発生時のタイムライン

だれが（どの組織が）いつ、なにを実施するのか、
発災から3日程度までの行動の目安を時系列に整理。

【参考】堀船地区防災計画より抜粋

ステージ	命を守る	防災活動の立上げ	情報収集と伝達	避難生活の開始	避難生活での助け合い
災害発生からの目安時間	0～1時間	1～3時間	3～6時間	6～24時間（1日）	24～72時間（3日）
地区本部	想定される被害等の状況	●地震の発生 ●再度の地震発生 ●建物等の倒壊 ●ライフラインの停止 ●火災発生 ●けが人、生き埋め者の発生 ●避難の開始	●避難所に避難者が殺到	●避難生活の開始	●避難生活の本格化
	施設の開設・開設準備	●区職員が参集、施設を開設し本部として使用できるよう準備を実施・			
	地区本部の開設	●地区本部委員が参集、地区本部を立ち上げ、地区本部の開設を北区に報告			
	自主防災組織への連絡・調整	●北区や防災関係機関等から得た情報を、情報連絡員を介して各自主防災組織に伝達 ●被害を最小限にとどめるため、必要に応じて自主防災組織に対する指示を実施 ●被害状況や応援要請を助案し、自主防災組織間で応援体制をとれるよう調整を実施			
	被害状況等の集約	●各自主防災組織の情報連絡員から報告される被害状況のとりまとめを実施 ●とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有			
	地区本部会議の開催	●自主防災組織間の情報共有や相互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 （地区本部会議で決定した内容は情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達）			
避難所	施設の開設・開設準備	●区職員、自主防災組織の継受託者が参集、施設を開設し開設準備に着手			
	避難所の開設	●避難所初動要員を中心に自主防災組織が参集 ●施設の安全確認、避難者の受入準備、避難者対応（避難者への待機指示や情報提供等）を実施			
	避難所の運営		●避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告		●避難所管理運営委員会に移行し本格的な運営を開始
自主防災組織	初期消火・出火防止	●軽可搬消防ポンプ等での初期消火の実施 ●消防団員、消防隊の指示のもと消火活動	●出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努める		
	救出・救護活動	●負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送			
	避難誘導・避難所運営	●いっとき集合場所から避難場所への集団避難を先導 ●避難所初動要員を中心に避難所へ人員を派遣	●周囲の安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内（適宜、避難所へ追加の人員を派遣）		
	情報収集・伝達		●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告		●地域住民へ情報提供
	地区の見守り・秩序の維持		●避難行動要支援者名簿登録者の安否確認		●地域内の巡回
	地区本部の運営		●地区本部委員を地区本部に派遣		
消防団※	活動準備	●分団本部参集・班結成・ ●分団本部（建物）および機材の確認			
	消火活動	●消火活動・初期消火に係る自主防災組織への指示 ●出火防止の呼びかけ			
	救出・救護活動	●負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送			
	情報収集活動	●被害状況等の情報収集			
	その他の活動	●道路障害の排除等活動（道路の確保） ●避難誘導			※消防団の参集基準に基づき参集・各種活動を実施する

堀船地区防災計画 P21/22

審議事項 2

地区防災計画（案）について

【参考】堀船地区防災計画より抜粋

平常時における地域の活動

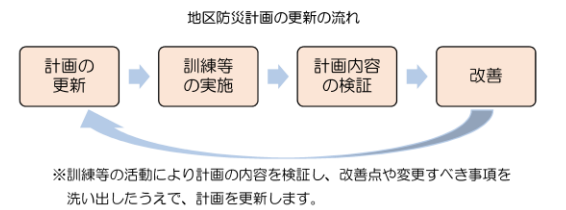
ワークショップにおいて、現在の活動を共有するとともに、活動の課題を抽出し、議論を重ねながら、平常時から実施する地域の防災活動を整理。

防災活動予定表

計画策定後は、防災活動予定表に基づいた防災活動を継続的に実施・検証することで、地域の防災力向上を目指す。

平常時における地域の活動

(2) 平常時に行う防災活動の計画
堀船地区では、本計画策定時の体制を維持し、計画に基づいた防災活動を継続的に実施・検証することで、地域の防災力の向上を目指します。
具体的な活動としては、毎年3月頃に避難所を用いた訓練を開催するとともに、1年間の活動の振り返りを行う反省会の場を設けることとしました。反省会では、避難所で実施した訓練や、各自主防災組織の活動を踏まえた課題出しを行うとともに、本計画の内容の点検、更新箇所の検討を行います。



堀船地区防災計画 P35

防災活動予定表

防災活動予定表				
組織/時期	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
地区全体での活動				
堀船地区	地区防災計画の 内容確認			避難所における訓練 (堀船小学校)
				地区防災計画に ついての反省会

※本計画の策定にあわせて新たに実施することとした活動に、下線を記載しています。

- 避難所における訓練の方向性
- ・地区防災計画（活動体制表）に定めた人員を中心として訓練を実施する
 - ・避難所初動要員、避難所管理運営委員会の役割の確認、顔合わせを行う
 - ・避難所の各部屋の使い方を定め、配置図を作成する
 - ・避難者の受入れに係る訓練や受付窓口設置場所の検討を行う
 - ・発災時に想定される指揮命令系統で訓練を行う
 - ・避難所の開設に加え、運営時の活動についても習得できるよう、訓練内容を見直していく
- 地区防災計画についての反省会の方向性
- ・避難所で実施した訓練の振り返り、課題出しを行う
 - ・各自主防災組織の1年間の活動の振り返り、課題出しを行う
 - ・地区本部委員の役割の確認、顔合わせを行う
 - ・地区防災計画の内容の点検、更新箇所の検討を行う

堀船地区防災計画 P36

審議事項 2

地区防災計画（案）について

【参考】堀船地区防災計画より抜粋

地区本部・避難所活動体制表

ワークショップにおいて、地区本部および避難所の活動体制を整理。

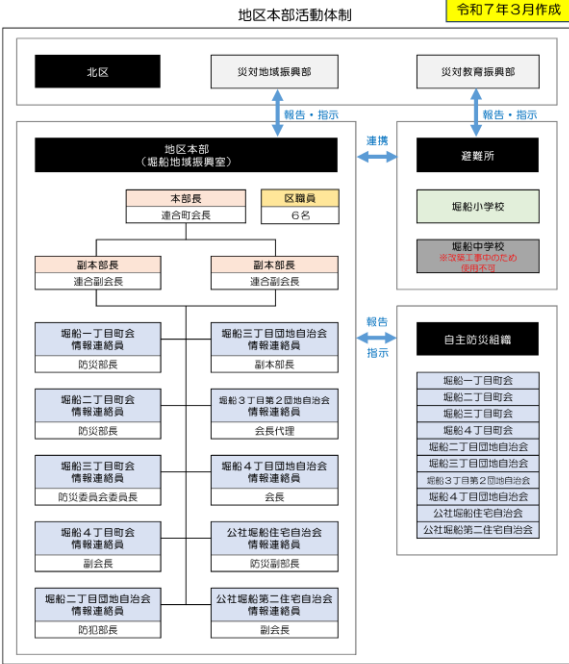
（地区本部）
地区防災会議は、地区内の被害状況等の集約及び北区等への報告、自主防災組織同士の連携を行う拠点として、地域振興室に設置する。

（避難所）
自主防災組織は、北区や施設管理者等と連携し、割り当てられた避難所を開設・運営する。
また、地域の初期消火等の活動の状況を踏まえ、適宜、人員を派遣し、活動が落ち着き十分な人数が集まった後、避難所管理運営委員会に移行する。
（概ね発災から24時間後）

地区本部体制

8. 別表 地区本部・避難所活動体制表

地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、地区本部および避難所の活動体制を次のとおり決めました。

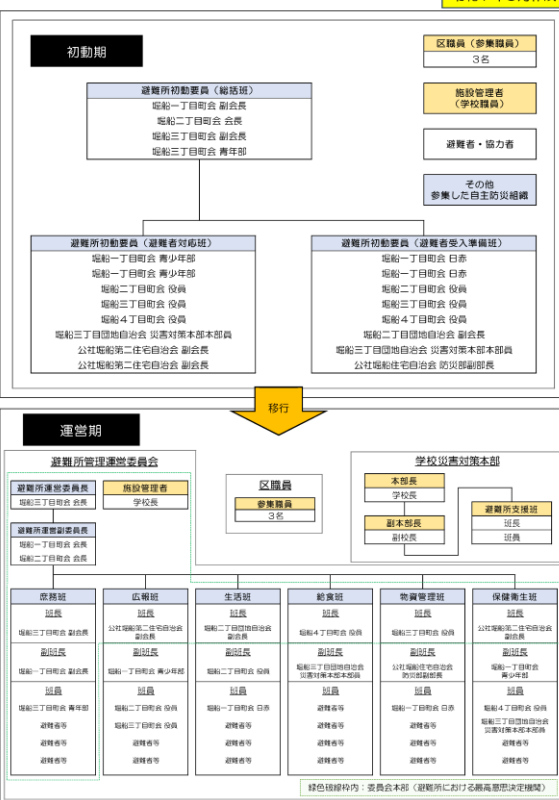


※上記の体制を、地区本部における基本的な活動体制とします。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合や交代の必要が生じた場合等は、代替者を設定し、活動にあたります。

堀船地区防災計画 P37

避難所活動体制

避難所（堀船小学校）活動体制 令和7年3月作成



※上記の体制を、避難所における基本的な活動体制とします。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合や人員が不足する場合は、自主防災組織や避難者等から協力者を募り、体制を整えたとうえで活動にあたります。

堀船地区防災計画 P38

